◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第436号（H30.1.19）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝6件（1月12日～1月18日分）
(1)乗合バスの車内事故
(2)乗合バスの衝突事故
(3)乗合バスの転落事故
(4)個人タクシーの死傷事故
(5)トラックの衝突事故
(6)トラックの危険物等漏洩事故
2.事故が少ない、Gマークトラック!!～安全・安心な「Gマーク」の安全性優良事業所をご利用ください～
3.継続的に安全に取り組む優良な貸切バス事業者が増えています！～「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定について～

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【1.重大事故等情報＝6件】（1月12日～1月18日分）
(1)乗合バスの車内事故
1月14日（日）午後4時45分頃、熊本県の国道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、停車直前に降車のため立ち上がった乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(2)乗合バスの衝突事故
1月17日（水）午後1時45分頃、神奈川県の市道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、乗降客扱いのため停車していたところ、後方から走行してきた乗用車が追突し、更に乗用車に後続のワゴン車が追突した。
この事故により、乗用車の同乗者が死亡、乗用車の運転者が重傷を負い、当該バス運転者と乗客2名の計3名が軽傷を負った。

(3)乗合バスの転落事故
1月17日（水）午後5時25分頃、茨城県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せ運行中、道路左側の水田に転落し横転した。
この事故により、乗客1名が軽傷を負った。
現場はセンターラインのない直線道路で、事故当時、雨で見通しが悪くなってい

たため、左側に寄りすぎて転落した模様。

(4)個人タクシーの死傷事故
1月14日（日）午前5時50分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、路上横臥者をはねた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。
現場はセンターラインのある片側１車線の道路。

(5)トラックの衝突事故
1月12日（金）午後0時15分頃、兵庫県の高速道路において、同県に営業所を置くトラックが運行中、渋滞のため減速していたところ、後方から走行してきたマイクロバス（レンタカー）が追突した。
この事故により、マイクロバスの運転者が重傷を負い、マイクロバスの同乗者12名とトラックの運転者の計13名が軽傷を負った。

(6)トラックの危険物等漏洩事故
1月16日（火）午後1時50分頃、兵庫県の県道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、前方で発生した接触事故を避けるため急制動を行ったところ、車両との接触は無かったが積荷のコンテナが倒れ、コンテナに入っていた過酸化水素水が漏洩した。
この事故による負傷者はなし。

上記6件の死傷者数計：死亡2名、重傷3名、軽傷17名（速報値）

◇◇
【2.事故が少ない、Gマークトラック!!～安全・安心な「Gマーク」の安全性優良事業所をご利用ください～】
（配信日：H29.12.28）

平成28年(1～12月)の事業用トラック1万台あたりの事故件数とりまとめの結果、Gマーク認定取得トラックの事故件数は、認定を取得していないトラックと比較して、半数以下（約44%）となっています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000144.html

◇◇
【3.継続的に安全に取り組む優良な貸切バス事業者が増えています！～「貸切バ

ス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定について～ 】
（配信日：H29.12.22）

貸切バス事業者安全性評価認定委員会において認定が行われ、最高ランクの三ッ星認定事業者は284者から63者増加し、347者になりました。

公益社団法人日本バス協会において実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について、貸切バス事業者安全性評価認定委員会にて平成29年度後期の認定が行われました。

○　認定年月日　平成29年12月20日（水）
　※平成29年度後期認定分は、既存の二ッ星及び三ッ星事業者の認定結果です。
　※二ッ星の認定を2年間継続し、一定の基準を満たした事業者については、今回の認定から三ッ星として認定されております。
○　総認定事業者　　1,434者
　三ッ星（★★★）　347者
　二ッ星（ ★★ ）　232者
　一ッ星（　★　）　855者

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000275.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
　発行　国土交通省自動車局安全政策課
　＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
　よくある質問（配信登録の解除方法等）
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
　＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
　配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
　＊自動車局ホームページ
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
　＊自動車の不具合情報はこちら
　最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」

に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html ）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆